

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	大敷水産有限会社	徳島県海部郡美波町伊座利沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度47分27秒東経134度40分50秒 ロ 北緯33度47分13秒東経134度40分24秒 ハ 北緯33度47分51秒東経134度40分3秒 ニ 北緯33度48分0秒東経134度40分20秒	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 基点定第1号 海部郡美波町伊座利通称伊座利東鼻 イ 基点定第1号から153度、1,375メートルの点 ロ 基点定第1号から181度30分、1,675メートルの点 ハ 基点定第1号から229度30分、760メートルの点 ニ 基点定第1号から210度30分、270メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	10月20日から6月30日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	海部郡美波町伊座利	なし
定第2号	鞆大敷組合	徳島県海部郡海陽町沖合	次のイ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ4直線によって囲まれた区域 イ 北緯33度35分53秒東経134度22分14秒 ロ 北緯33度35分49秒東経134度23分21秒 ハ 北緯33度35分12秒東経134度23分7秒 ニ 北緯33度35分32秒東経134度22分5秒	4直線によって囲まれた区域 基点定第3号 海部郡海陽町鞆浦通称手倉東鼻の東端 イ 基点定第3号から37度50分、970メートルの点 ロ 基点定第3号から74度50分、2,400メートルの点 ハ 基点定第3号から104度30分、2,030メートルの点 ニ 基点定第3号から73度10分、390メートルの点	定置漁業	ぶり定置漁業	11月1日から7月20日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	個別	海部郡海陽町鞆浦	なし